

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書「4. 業務の内容及び実施方法」の「II. 住民健康影響調査結果の解析」の「(3) 留意事項」の5)では、II. (1) (2)の成果物案については令和5年10月31日までに環境省担当官に提示することとありますが、「6. 成果物」では「IIの業務結果(案)」の提出期限は令和6年3月29日となっております。II. (1) (2)の案は令和5年10月31日までに提示するものの、成果物としての提出は令和6年3月29日でよいということでしょうか。	貴見のとおり。
2	本業務で用いる住民健康影響調査結果には、機微な情報を含む個人情報が含まれておりますが、個人情報が適切に取り扱われているか、環境省担当官が請負者に対して視察等を行う予定はございますでしょうか。	環境省の行う情報セキュリティ対策に関する監査については、仕様書8. (3)のとおりである。